

件名 今後の国立・国定国立公園のあり方に関する意見

宛先 環境省自然環境局国立公園課

氏名 社団法人・北海道自然保護協会 会長 佐藤謙 (担当・俵浩三)

住所 060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目

電話・FAX番号 011-251-5465 (共通)

意見

「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言(案)」の基調は、「地域制」自然公園としての問題点の整理と提言であり、それは至当のことと思われま

す。しかし日本の国立公園(候補地となり得る地域を含む)の中には、国・公有地率が高い公園が存在しており(例えば大雪山の99%、十和田八幡平の94%が国・公有地)、その国有地の大部分は林野庁所管の国有林ですが、近年の国有林は「国民の共通財産として、国民参加により、国民のために」管理運営し、名実ともに「国民の森林」とするため、木材生産より「公益的機能の発揮に重点を置いた管理運営に転換」しました(『林業白書・平成11年版』)。

したがって国立公園内の国有林を「国民の森林」として「公益的機能の発揮」に重点をおいて管理運営することは、国有林の管理運営方針と国立公園の管理運営方針を一致させる可能性に連なります。それは、とりもなおさず「地域制」でありながら事実上の「営造物」として機能することを意味し、また国際自然保護連合(IUCN)の定める国立公園の定義の1項目である「公園の指定目的に反する開発や居住を排除する」可能性に近づくことでもあります。

これは日本の国立公園制度にとって画期的な前進に連なるので、土地所有者の理解と協力を得て、その実現に努力する必要があります。しかし「提言(案)」には、そのことに言及していないので、次の3箇所に、その趣旨に沿った文言を挿入する必要があると考えます。

意見1 IV 国立・国定公園の指定に当たっての基本的認識

2. 「すぐれた自然の風景地」の評価の多様化への対応

「照葉樹林」と「里地里山」の間に次のとおり「奥山地帯の原始地域」を入れる

「奥山地帯の原始地域」

奥山地帯の自然林の中には、我が国を代表する原始地域で、生物多様性の豊かな国・公有地でありながら、国立公園に指定されていない地域が見うけられます。例えば日高山脈襟裳国定公園は、植生自然度9・10の含有率が高く、また国・公有地率も高いので、ほぼ全域を「営造物国立公園」に誘導できる可能性を秘める、我が国では数少ない例なので、このような地域はIUCNによる国立公園の定義、「公園の指定目的に反する開発や居住を排除する」ことを実現できる視点も加えて評価する必要があります。

(理由)

前文で「近年では、…生物多様性の豊かな地域については、そのことをもってすぐれた自然の風景地として評価され得る」と記し、「以上を踏まえ、具体的には、以下のような対象について…評価を進めていく」としながら、その対象には原始性が豊かで生物多様性に富む「奥山地帯の原始地域」が欠落しているため。なお日高山脈はわが国最大の「原生流域」(環境白書・平成13年版)である。

意見2 V 国立公園の管理運営に関する提言

1. 地域制国立公園の管理運営のあり方

前文の最後に次の文を加える（「○環境省の体制」の次に改行して）

なお我が国の国立公園は地域制ですが、中には国・公有地率がきわめて高く、土地所有者の理解と協力を得られれば、ほぼ全域が事実上の営造物公園として機能する可能性をもつ公園もあります（例えば大雪山の99%、十和田八幡平の94%が国・公有地）。

そうした国立公園は地域制でありながら、IUCNによる国立公園の定義「指定目的に反する開発や居住を排除する」ことに近づける管理運営を目標にすることも検討すべきです。

（理由）

地域制でありながら国・公有地率が高く、事実上は営造物公園として機能させる可能性を秘めた国立公園が存在するにもかかわらず、その可能性に言及されていないため。

意見3 V 国立公園の管理運営に関する提言

1. 地域制国立公園の管理運営のあり方

（2）多様な主体の参画による計画策定と管理運営

③ 各主体に求められる役割

○環境省以外の関係者に求められる役割

a. 国（環境省以外の行政機関）の最後の「林野庁」関係部分を次のように修正する

原文

特に、国立公園内の広大な森林を所管する林野庁とは、関係施策の立案・実施の際に、十分連携・協力することが期待されます。

修正文

特に、国立公園内の広大な森林を所管する林野庁の国有林は、近年、「国民の森林」として木材生産重視から公益的機能重視に抜本改革されたことを踏まえながら、関係施策の立案・実施の際に、これまでに以上に十分連携・協力することが期待されます。

（理由）

林野庁の国有林は、「国民の森林」として抜本改革され、公益林の割合が高まりつつあるので、国立公園内の国有林の経営方針と国立公園の管理方針を一致させることができれば（国立公園内の「資源の循環利用林」を自然林に誘導する方針などを明確化）、地域制公園でありながら事実上の営造物公園として機能させる可能性が期待されるので、「国民の森林」に抜本改革されたことを明記すべきです（参考『林業白書・平成11年版』）。